

消費税インボイス制度導入による 農業者への影響について

農業者向け説明資料

令和5年2月24日

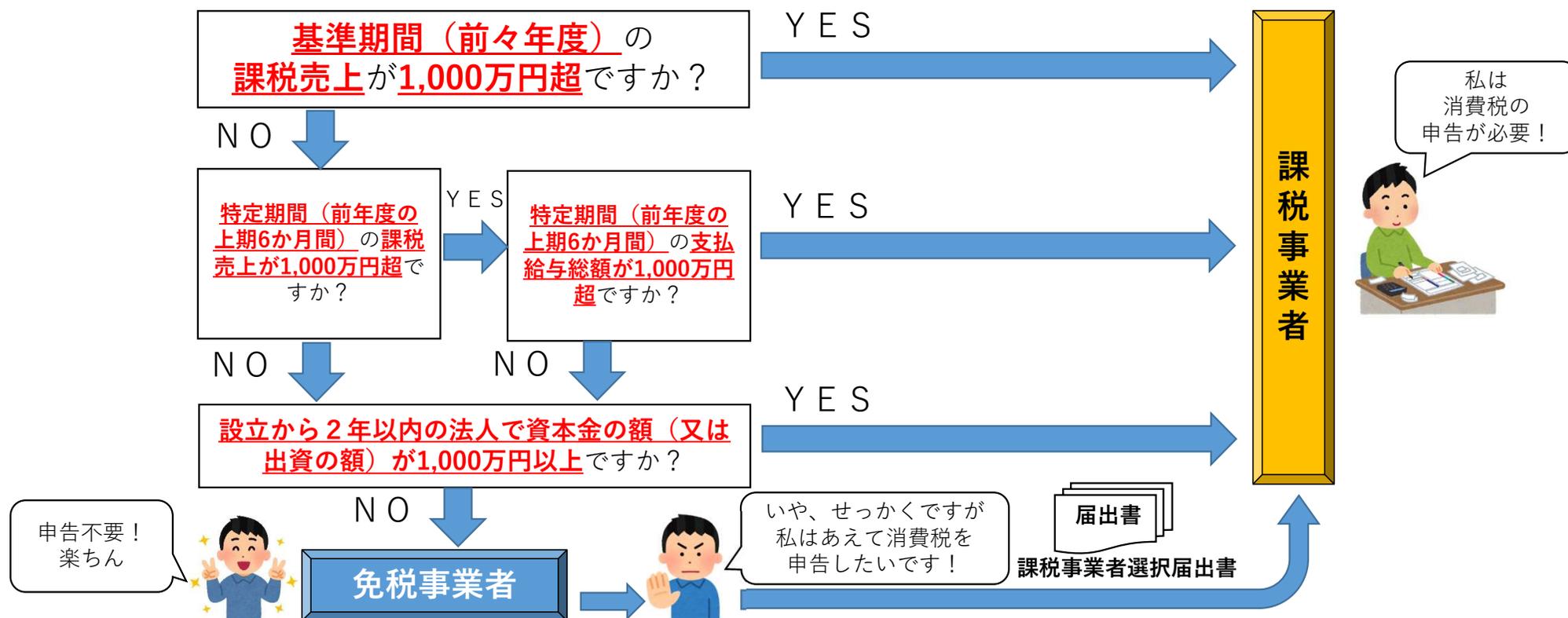
J A新潟中央会

目次

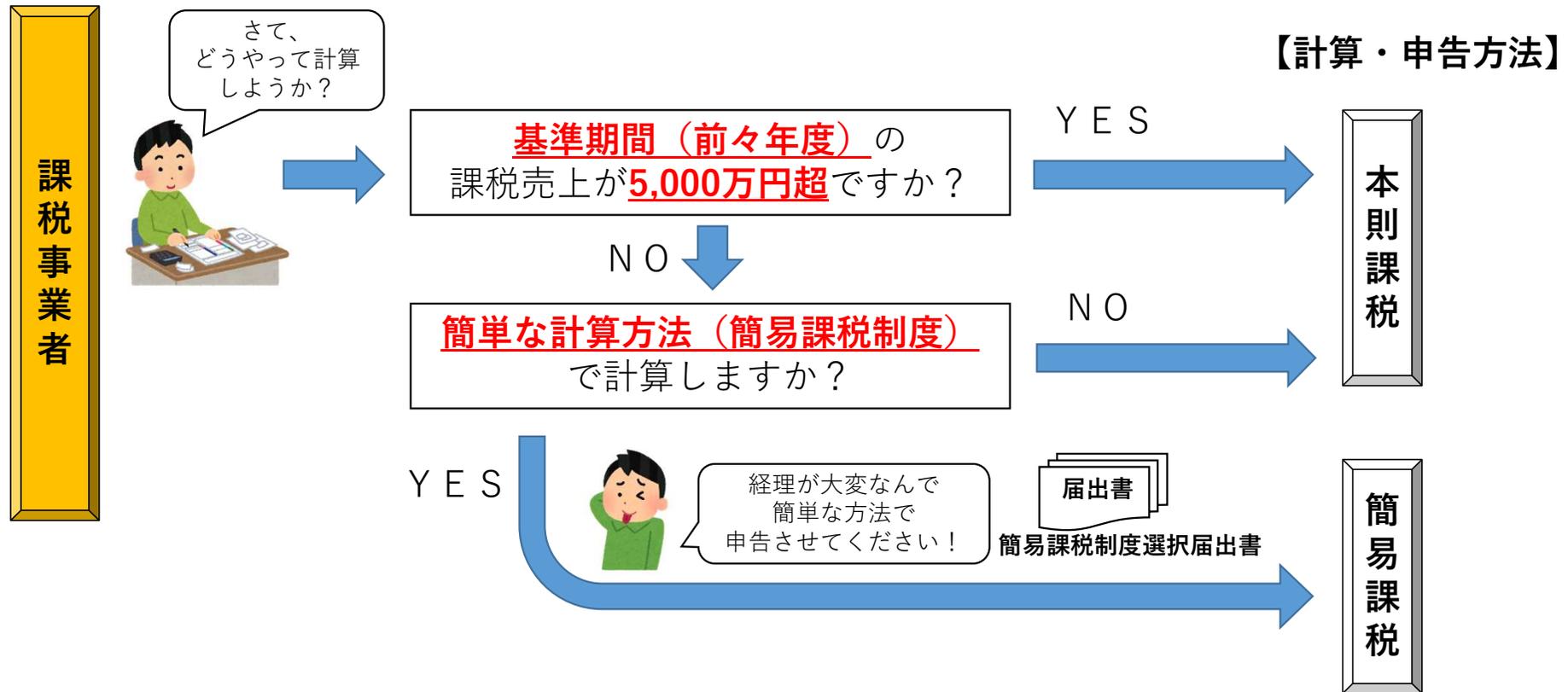
1. はじめに（消費税の申告・計算方法の確認）	・・・ P 3
2. インボイス制度の概要	・・・ P 8
3. インボイス制度導入に伴う農業者の留意点	・・・ P 16
(1) 資材の購入等、農業者が「買い手」の立場の場合	・・・ P 16
(2) 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合	・・・ P 17
(3) 農協を介した農産物の販売について（委託販売）	・・・ P 18
(4) 農産物直売所での販売について	・・・ P 27
(5) インショップでの販売について	・・・ P 36
(6) 農作業の委託について	・・・ P 40
(7) 農業機械・施設等の借入れについて	・・・ P 41
(8) 中古農機の買取について	・・・ P 42
(9) 従事分量配当制の農事組合法人への影響について	・・・ P 43
(10) 任意組合の取引への影響について	・・・ P 45
4. 経過措置と今後の対応	・・・ P 47

1. はじめに（消費税の申告・計算方法の確認）

事業者は、大きく分けて消費税の申告の必要のない「**免税事業者**」と、消費税の申告の必要のある「**課税事業者**」の2つの事業者に分かれます。



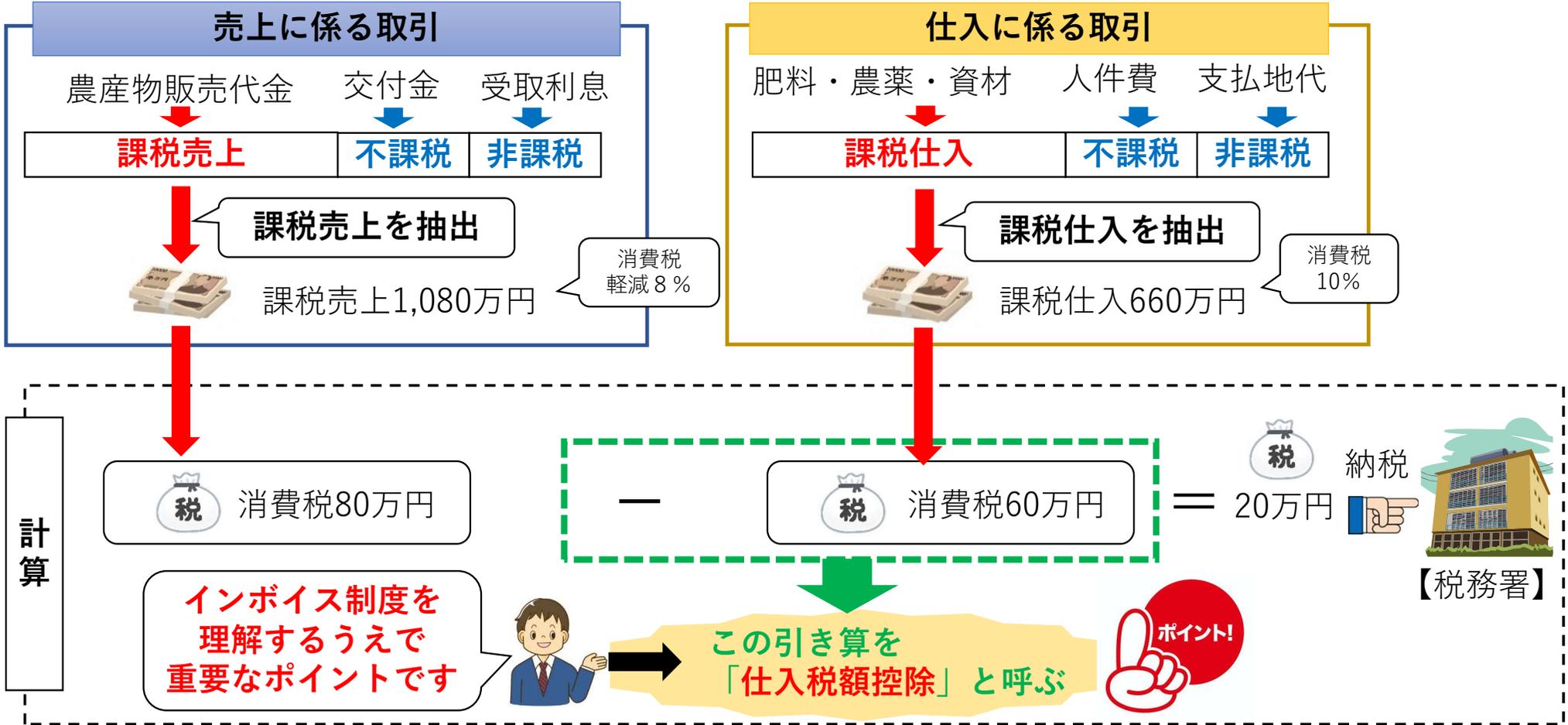
また、「**課税事業者**」の計算・申告方法については「**簡易課税**」と「**本則課税**」の、2つの方法があります。





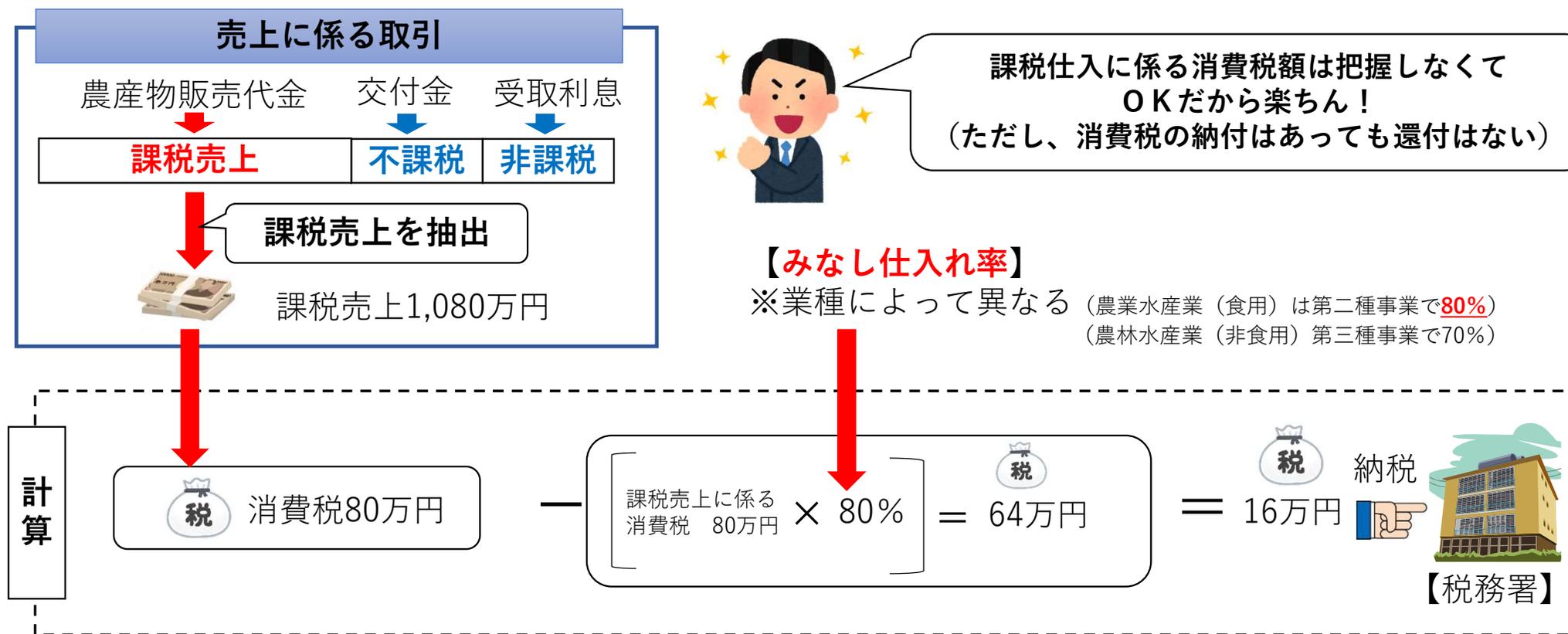
本則課税

「**本則課税**」の計算方法は、「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入れに係る消費税額」を差し引いて計算します。この引き算を「**仕入税額控除**」と呼びます。



簡易課税

「**簡易課税**」の**計算方法**は、「課税売上に係る消費税額」だけを把握し、そこに業種別の「**みなし仕入れ率**」を乗じた額を「課税売上に係る消費税額」から引き算します。



なるほど！
事業者は
消費税の対応に関して
3つのパターンがあるわけだね



課税事業者

本則課税

簡易課税

免税事業者

①本則課税の事業者



売上に係る消費税額から
仕入に係る消費税額を
控除（仕入税額控除）した額を
納付します（又は還付を受けます）

②簡易課税の事業者



みなし仕入れ率を使った簡単な計算
で算定した額を納付します
（当然、還付はありません）

③免税事業者

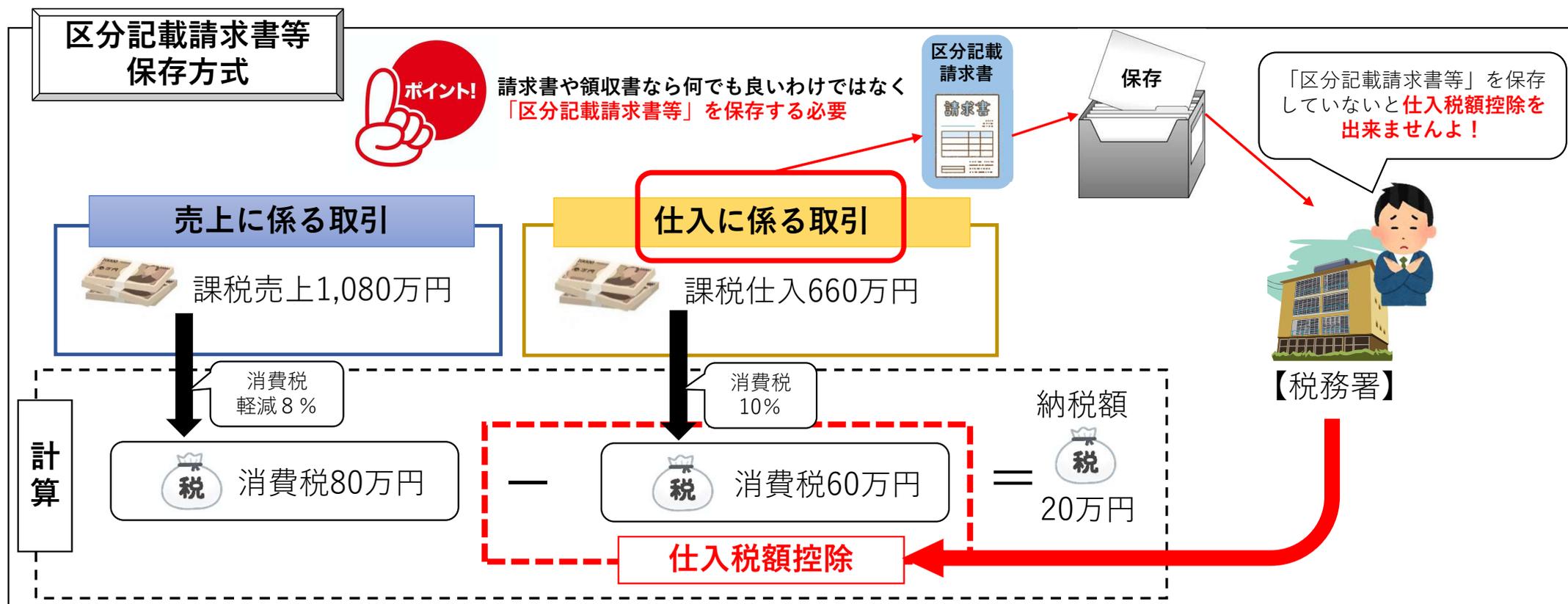


消費税を申告しません
（当然、還付はありません）

2. インボイス制度の概要

現在、**消費税の本則課税の計算**の際に「**仕入税額控除**」をするためには、その根拠資料が請求書や領収書なら何でも良いというわけではなく、「**区分記載請求書等の保存**」が要件になっています。

これを「**区分記載請求書等保存方式**」と呼びます。



補足説明



ところで…
「区分記載請求書」って何？



令和元年10月1日の**消費税軽減税率制度導入後**、請求書や領収書（レシート）に、

- ①「税率毎に合計した取引額」
 - ②「軽減税率対象品目である旨」
- の表示があるものを見かけますよね？

これが「区分記載請求書」です。

◆◆ 様		請求書	
		○年○月○日	
		●●農園	
化粧品箱	1個	550円	
果物	(※) 1袋	3,240円	
合計		3,790円	
		(10%対象 550円)	
		(8%対象 3,240円)	

※印は軽減税率対象品目

①税率毎に合計した
取引金額

②軽減税率対象品目
である旨

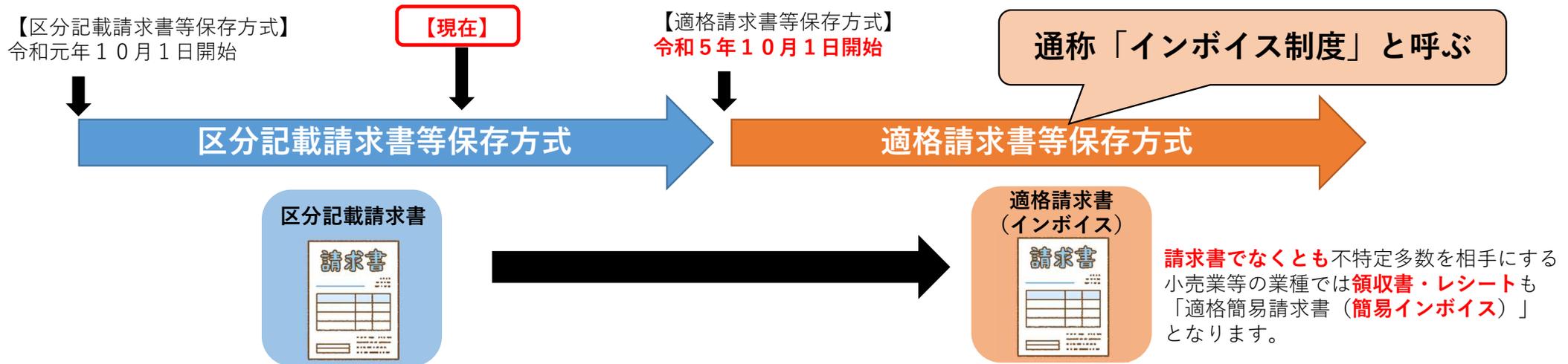


確かに！
令和元年頃から、請求書や領収書（レシート）
の記載が変わったものを見かける！

この正式名称が「区分記載請求書等」か！



令和5年10月1日から、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、「**区分記載請求書等**」に代わって、「**適格請求書等（インボイス）の保存**」が要件となります。
これを「**適格請求書等保存方式（通称インボイス制度）**」と呼びます。



つまり、本則課税の事業者は、令和5年10月1日以降は、**保存すべき請求書等が変わる**ということだね！

「適格請求書（インボイス）」には、従来の「区分記載請求書」の記載事項に加えて「**税率毎の消費税額**」「**適格請求書発行事業者の登録番号**」の記載が追加されます。

【補足説明】
令和元年10月1日の消費税軽減税率制度導入後、新たに
加わった項目



請求書

◆◆ 様 ○年○月○日
●●農園

化粧箱	1個	550円
果物 (※)	1袋	3,240円
合計		3,790円

(10%対象 550円)
(8%対象 3,240円)

※印は軽減税率対象品目

請求書

◆◆ 様 ○年○月○日
●●農園

登録番号△△△△

化粧箱	1個	550円
果物 (※)	1袋	3,240円
合計		3,790円

(10%対象 550円 内消費税50円)
(8%対象 3,240円 内消費税240円)

※印は軽減税率対象品目

税率毎に合計した
取引金額

軽減税率対象品目
である旨

追加!
適格請求書発行事業者の
登録番号

追加!
税率毎の消費税額
(端数処理は1適
格請求書につき税
率ごとに1回ず
つ)



つまり、請求書等の記載内容が**2つ増える**ということだね!



本則課税の事業者

なーんだ、
保存する請求書や領収書
の記載が変わるだけか…



簡易課税の事業者



免税事業者

なーんだ、
仕入税額控除しないから
俺たち関係ないや…



残念ながら、それだけの単純な話ではありません…



①「**適格請求書（インボイス）**」を発行できるのは、
税務署に届出をした事業者（「適格請求書発行事業者」）だけです。
※免税事業者は届出すると課税事業者になります。



②適格請求書発行事業者は、本則課税の課税事業者である取引先から
「適格請求書（インボイス）」の発行を求められたら発行することが義務化されます。



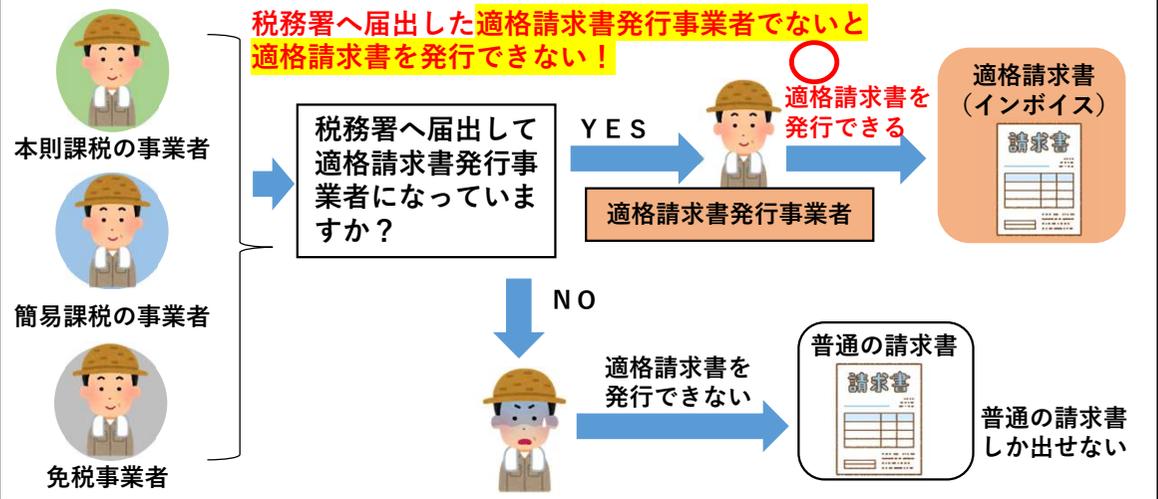
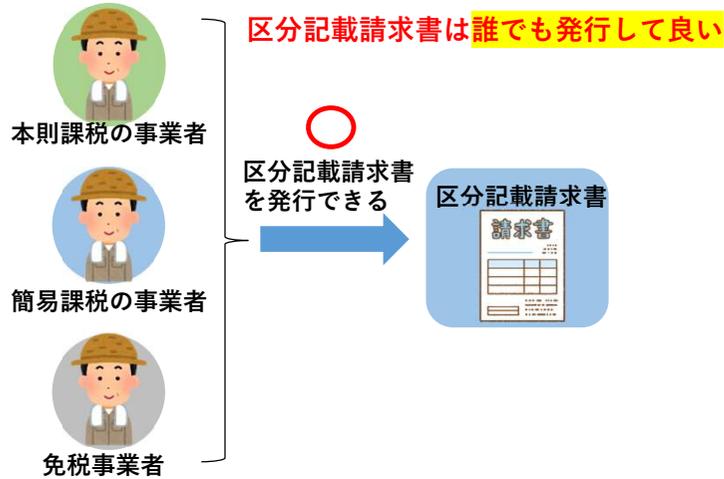
えっ！
届出が必要？義務化？

令和5年9月30日まで
区分記載請求書等保存方式

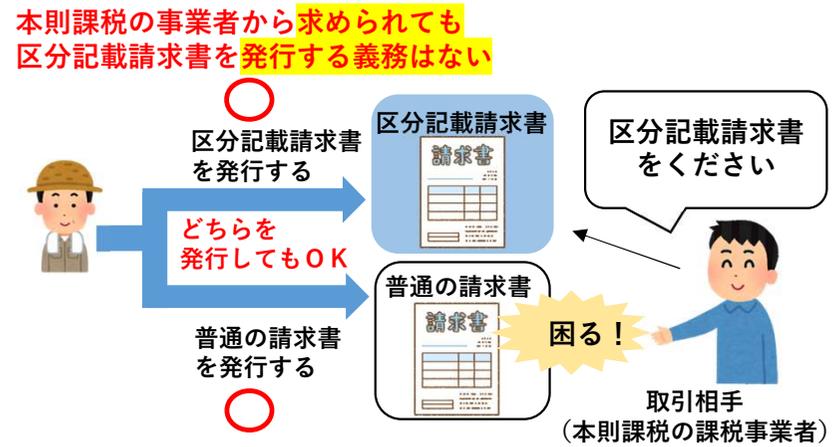
令和5年10月1日から
適格請求書等保存方式（インボイス制度）

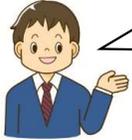


発行できる人



発行する義務





「区分記載請求書等保存方式」と、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の違いを一覧にすると、以下のとおりです。



	区分記載請求書等保存方式 令和元年10月1日～令和5年9月30日	適格請求書等保存方式 （インボイス制度） 令和5年10月1日～
仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存が必要	適格請求書（インボイス）の保存が必要
請求書等への記載項目	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額 ⑧税率毎の消費税額（端数処理は1適格請求書につき税率ごとに1回ずつ） ⑨適格請求書発行事業者の登録番号
発行できる人	どの事業者も「区分記載請求書」を発行できる	課税事業者のうち適格請求書発行事業者として登録した事業者のみ「適格請求書」を発行できる
発行する義務	本則課税の事業者から求められた場合でも「区分記載請求書」を発行する義務はない	本則課税の事業者から求められた場合は「適格請求書」を発行する義務がある



なお、インボイス制度にはいくつかの「例外」があります

< 交付義務の免除（交付が困難な取引） >

- ①公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運賃（3万円未満に限る）
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満に限る）
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ④出荷者が**卸売市場**において行う**生鮮食品等の譲渡【卸売市場特例】**
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ⑤**生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託**して行う**農林水産物の譲渡【農協特例】**
（無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

< 交付方法の特例（委託販売等における特例） >

- ⑥業務を委託する事業者が、**媒介者を介して行う取引**の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者**である場合には、**委託者に代わって媒介者が**自己の氏名・登録番号を記載した適格請求書を発行することができる。**【媒介者特例】**



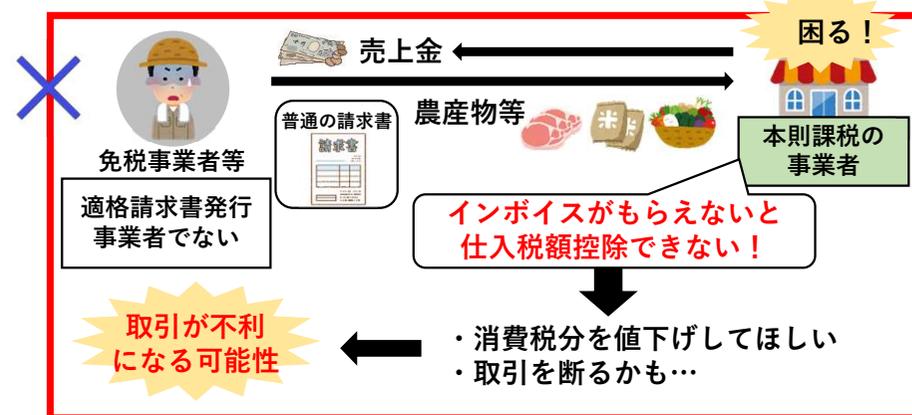
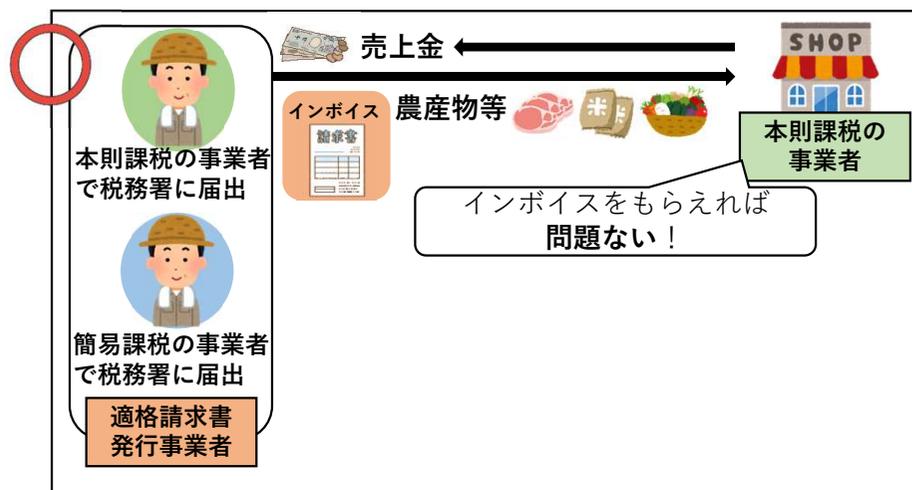
この中で、**農業者の皆さんに特に関係する④⑤⑥については後段**で説明します。

3. インボイス制度導入に伴う農業者の留意点

(1) 資材の購入等、農業者が「買い手」の立場の場合



(2) 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合



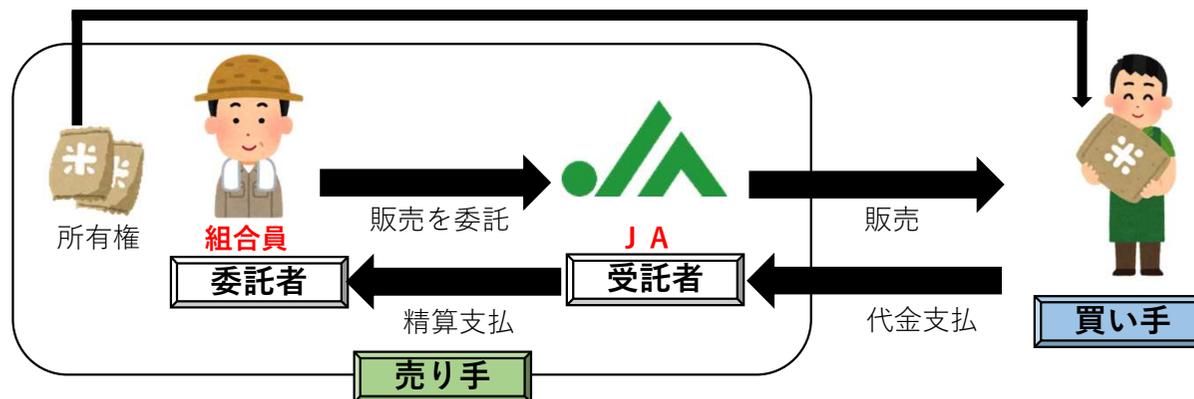
(注) 本則課税、簡易課税の農業者であっても、自動的に「適格請求書発行事業者」になるわけではありません。税務署に届出をしないと「適格請求書発行事業者」になれませんので注意してください。

(3) 農協を介した農産物の販売について（委託販売）

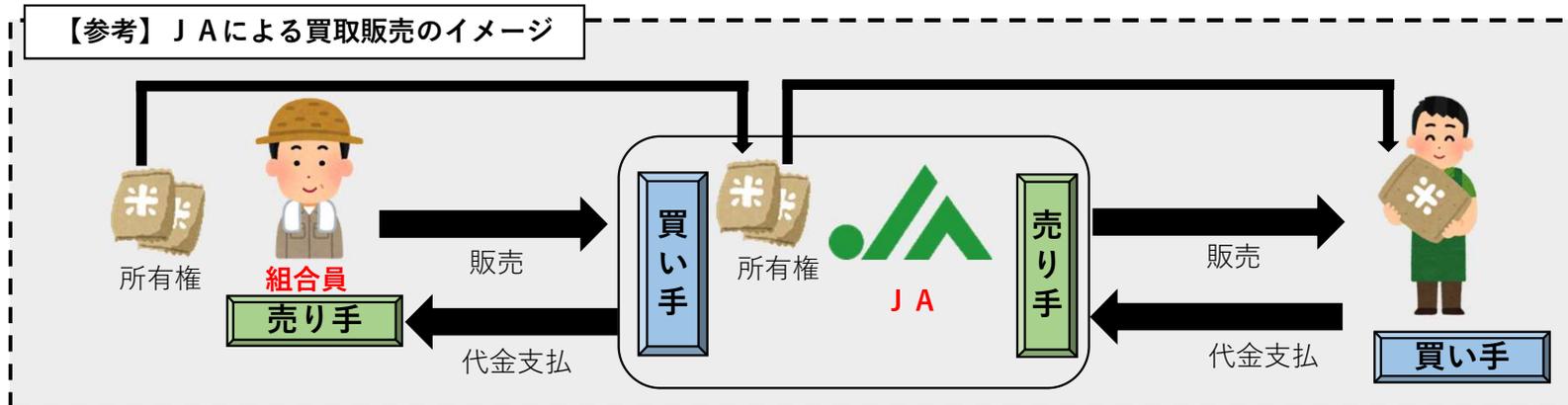
一般的に、組合員とJAの間での農産物の販売に係る取引形態は「委託販売」です。

「委託販売」の場合、農産物の所有権は委託者（組合員）から受託者（JA）に移さずに、受託者（JA）が販売を代行します。

JAによる委託販売のイメージ



【参考】JAによる買取販売のイメージ



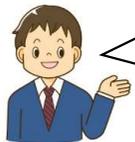
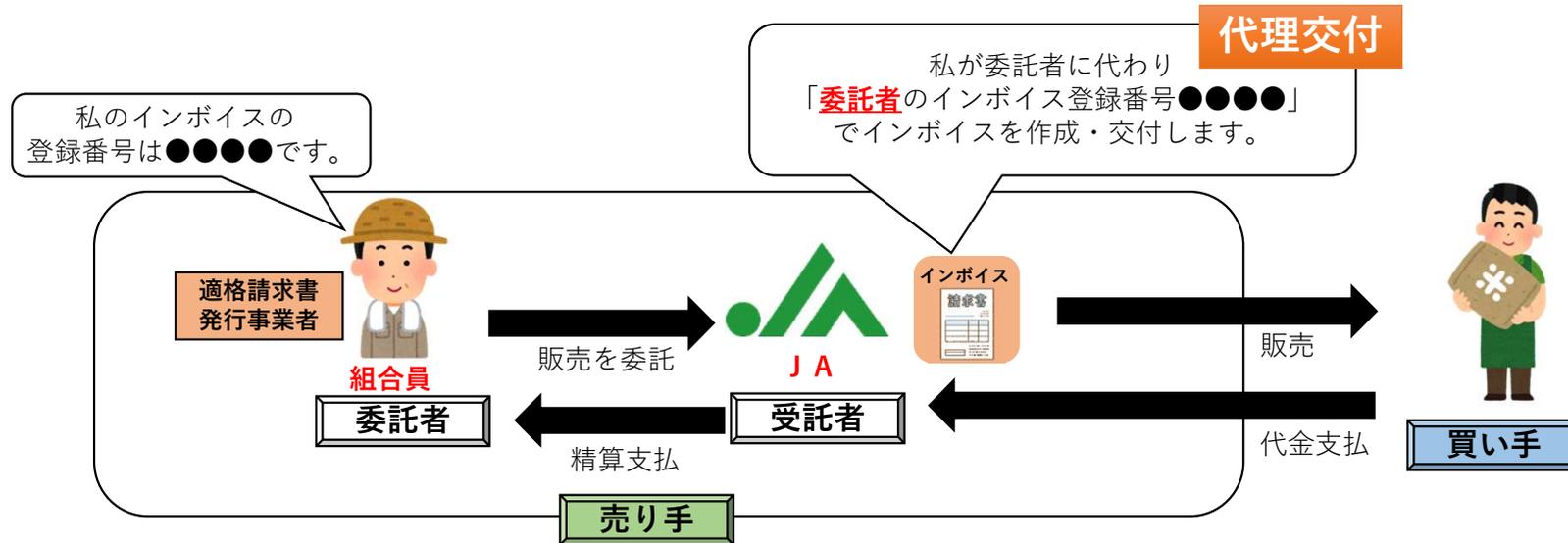
新潟県のJAでは「買取販売」はほとんどありません





消費税のインボイス制度において、「買い手」が仕入れ税額控除をする際に必要となるインボイスの発行者は「資産の譲渡を行った者」です。つまり、委託販売の場合、インボイスの発行者は「委託者」です。

しかし、買い手と相対して取引するのは「受託者」であるため、「委託者」が、買い手に対してインボイスを発行することは困難です。そこで、「委託者」に代わって「受託者」が、「委託者の氏名や登録番号」を記載したインボイスを作成・交付することが認められています。これを「代理交付」と呼びます。



なお、当然のことですが、あくまでも「代理」ですので、「適格請求書発行事業者」である委託者の販売分について代理交付することはできますが、「適格請求書発行事業者」ではない委託者の販売分については代理交付できません！



J Aに販売委託した農産物はJ Aが「代理交付」してくれることは理解した。
しかし、現実の取引現場を考えると「代理交付」は難しいのでは？

◆米や大豆、麦等の販売 ➡ 例えばカントリーに入れた米は、1粒1粒に名前が書いてあるわけではないので、買い手は、J Aから誰のインボイスを代理交付して貰えばよいのか？
現実的に特定できない！

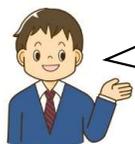


誰のインボイスを
貰えばよいの？

◆野菜、果樹等の販売 ➡ 例えば卸売市場を通して、仲卸があるJ Aの梨部会の梨を100箱買った場合、梨部会の生産者が20人いたら20枚のインボイスを代理交付されても、市場の取引が大混乱してしまう！



複数枚のインボイスで
事務処理が混乱



委託販売の現実の取引を考えると「代理交付」が困難なケースが多々あるので・・・
⇒ 「特例」が用意されました。



①農協特例

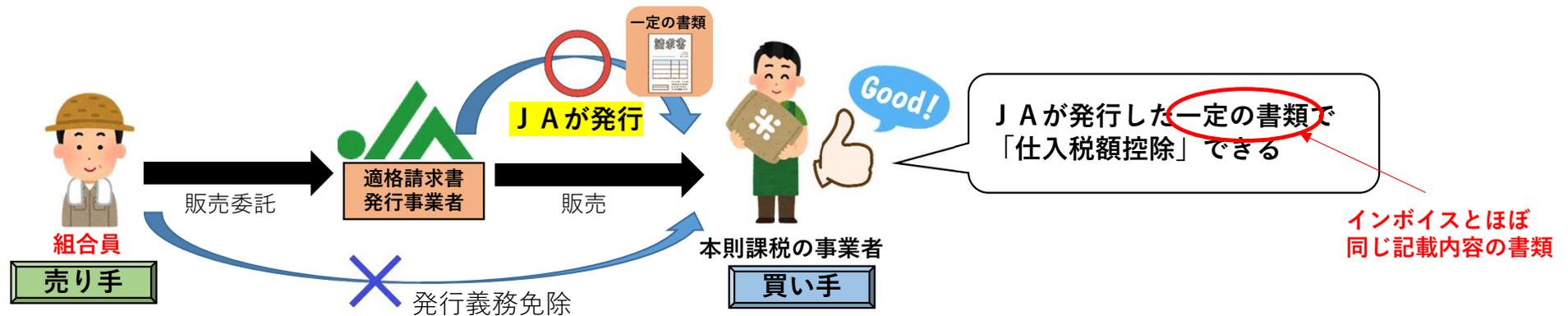
J Aへ販売委託した米は「**無条件委託方式**」かつ「**共同計算方式**」により販売されることが一般的です。

無条件委託方式…売値、販売時期、販売先などの条件を付けないで委託する
共同計算方式……一定期間における販売額を平均価格により精算する

この2つの要件を満たす委託販売の場合、**生産者と、買い手が1対1で紐づかない取引**になるので、**生産者のインボイスを買い手に発行（代理交付）**することが**困難**です。

そのため、**生産者のインボイス発行義務を免除**し、**J Aが発行する一定の書類により買い手が「仕入税額控除」**することを認めることとなっています。**これが「農協特例」**です。

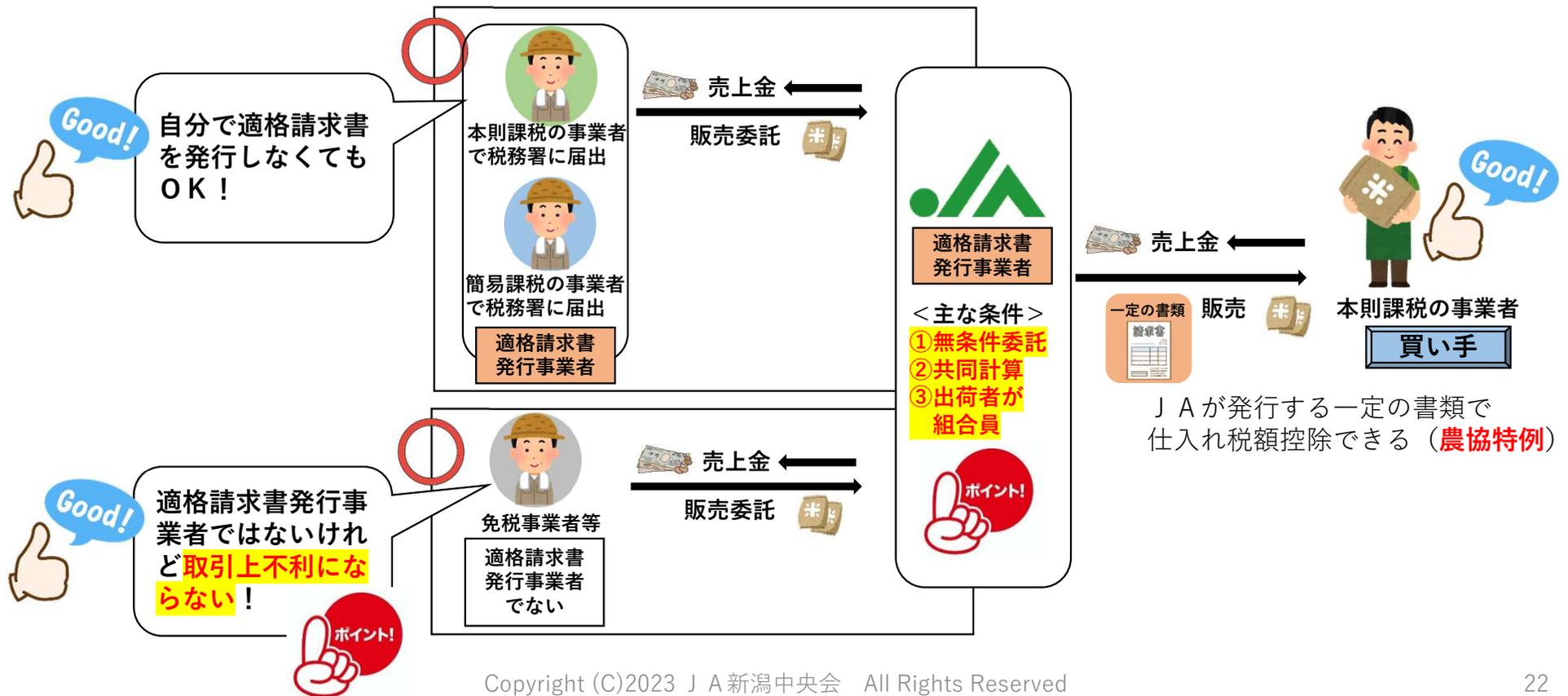
※ただし、非組合員（組合員家族含む）の米を含む共計は農協特例の対象外





「農協特例」の場合、「買い手」はJ Aが発行する一定の書類で「仕入税額控除」を行うため、その農産物を生産した組合員が「適格請求書発行事業者」か否かは関係ありません。

そのため、農協特例によって販売する場合については、組合員が適格請求書発行事業者でなくても、取引上不利にはならないので安心してください。

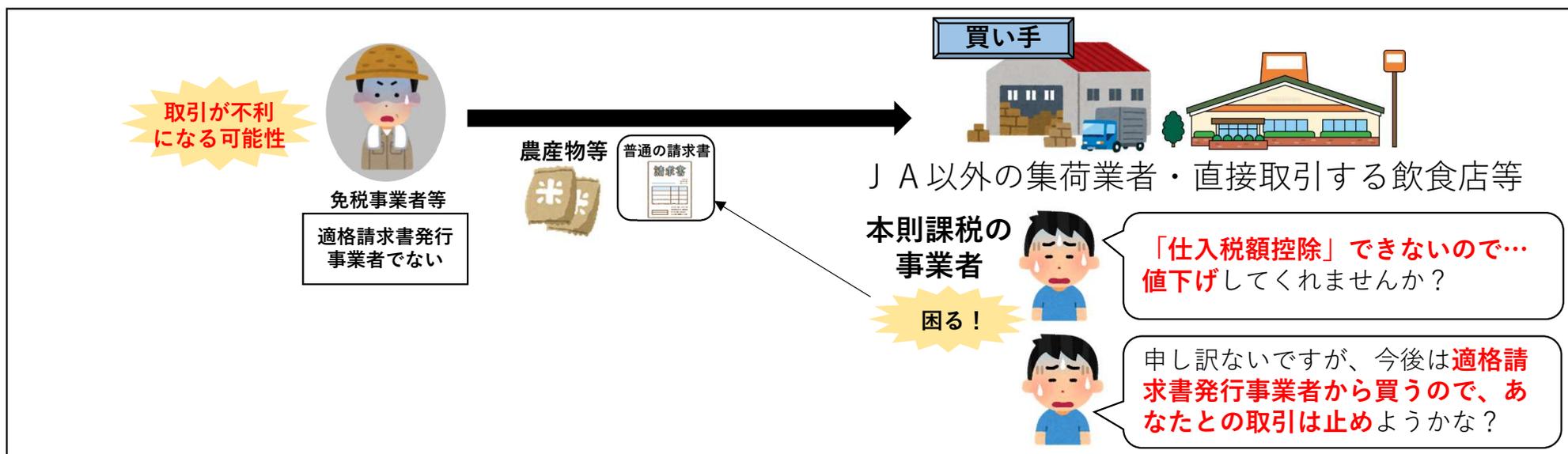


参考

J A以外の集荷業者や、農産物を直接取引する飲食店等の事業者は「**買取販売**」が**一般的**です。

当然のことながら「農協特例」は適用できません。

集荷業者等が、適格請求書を必要とする「本則課税」の事業者の場合、免税事業者等の適格請求書発行事業者でない農業者が取引する際には、不利になる可能性も考えられますので留意してください。



(注) 上記の「取引が不利になる可能性」は、あくまでも一般論としての「可能性」です。

買い手側がどのような対応を考えるかは個々の取引条件によりケースバイケースです。

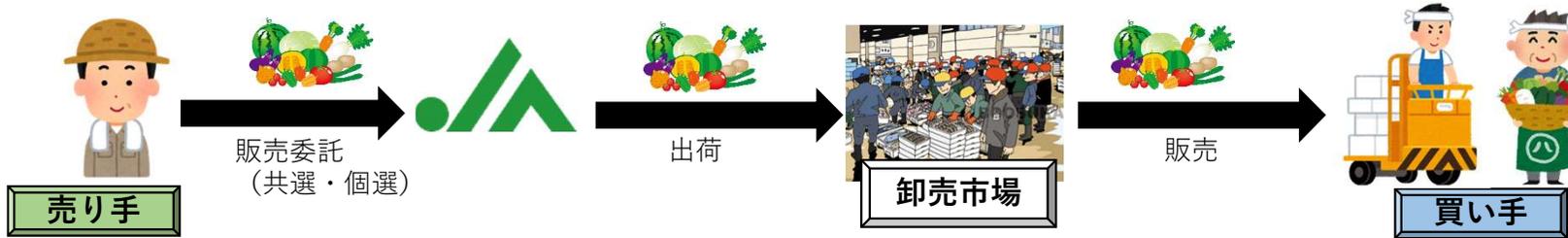
例えば、買い手側が「仕入税額控除が出来なくとも、どうしてもあなたの農産物が欲しい」となれば、適格請求書発行事業者でなくとも取引上何ら不利になることはないでしょう。

なお、売り手、買い手の双方が納得の上で買い取り価格を引き下げることは独禁法上問題ない旨、公正取引委員会等から見解が示されています。



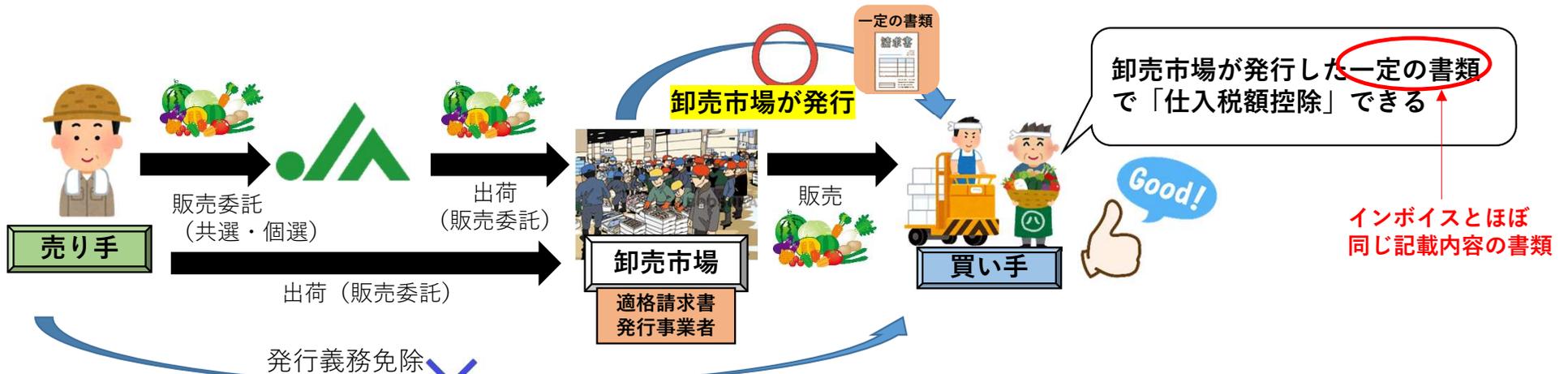
②卸売市場特例

J A へ販売委託した野菜等は、**卸売市場を通して**卸等の実需者に販売することが一般的です。



卸売市場を通じた販売の場合、生産者が、買い手にインボイスを発行することは現実的に困難です。

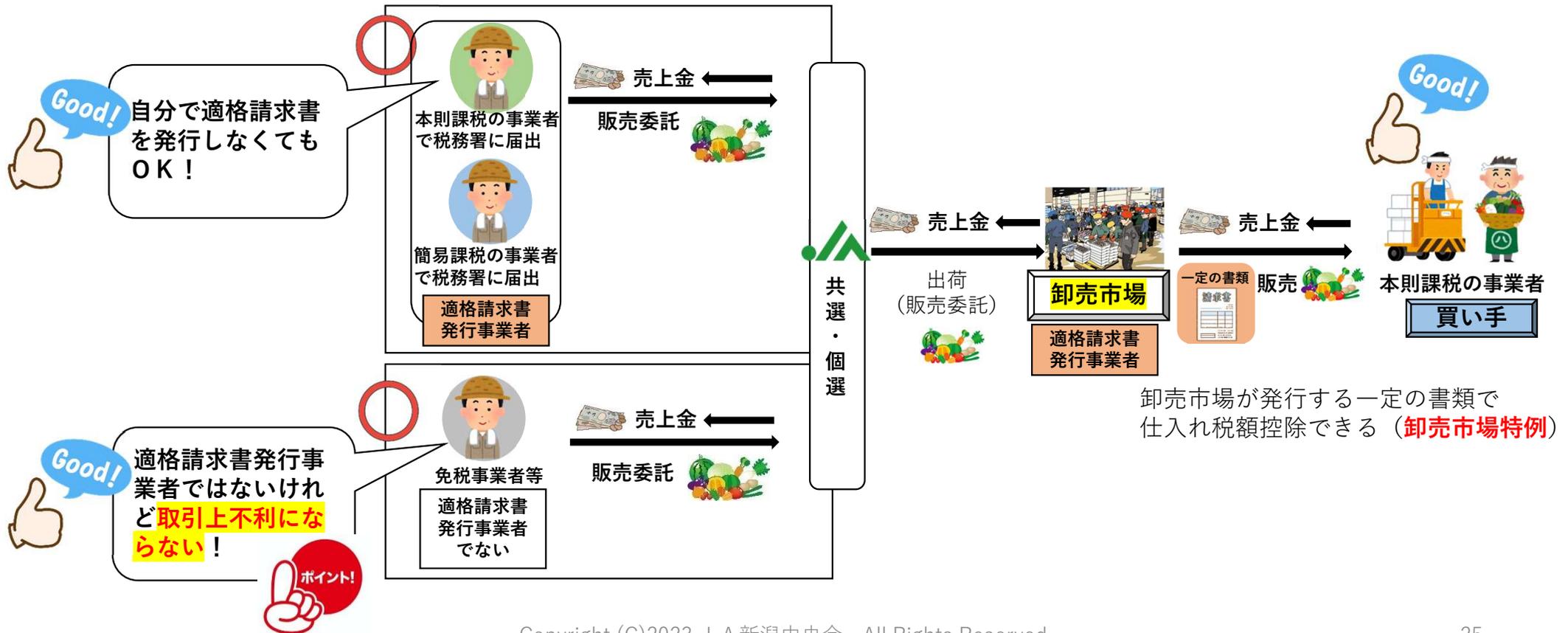
そのため、生産者のインボイス発行義務を免除し、卸売市場が発行する一定の書類により買い手が「仕入税額控除」することを認めることとなっています。これが「卸売市場特例」です。





「卸売市場特例」の場合、「**買い手**」は卸売市場が発行する一定の書類で「**仕入税額控除**」を行うため、その農産物を生産した**農業者が「**適格請求書発行事業者**」か否かは関係ありません。**

そのため、卸売市場特例によって販売する場合については、農業者が**適格請求書発行事業者でなくても、取引上不利にはならないので安心してください。**





なるほど！

インボイス制度が始まると、原則として適格請求書発行事業になれない「免税事業者」は、取引上不利になることが想定されるけれども・・・

- ① J Aに「無条件委託」「共同計算」で出荷した場合（⇒農協特例）
- ② 卸売市場を通して販売した場合（⇒卸売市場特例）

この2つの場合は、適格請求書発行事業になれない「免税事業者」であっても、取引上不利になることはないという事だね！



「インボイス制度」は農業だけではなく、すべての業種に関連する税制改正です。多くの業種では適格請求書発行事業者になれない免税事業者等は、これを機に課税事業者への変更（適格請求書発行事業者として登録）が進むことが想定されます。

しかし、農業の場合、こういった特例がある点で、他業種よりもインボイス制度導入による影響が少なく済むと言えます。



(4) 農産物直売所での販売について



農産物直売所での販売や、スーパー等のインショップでの販売は、
「農協特例」も「卸売市場特例」も使えないよね・・・
これらについてはどのように考えればいいのか？

直売所へ出荷した農産物は、直売所の店舗のレジを通して一般消費者や事業者へ販売されます。
直売所での販売は「無条件委託」「共同計算」ではないので「**農協特例**」が**使えません**。

また、卸売市場を通していないので「**卸売市場特例**」も**使えません**。

さらに厄介なことに、レジを通過する際に、お客様の買い物籠の中には、「店舗で仕入れた商品」と「農業者が出荷した商品」が混在しますので取引が複雑になります。

これらを踏まえたうえで、お店側の対応として**基本的な対応方法は以下の3パターン**が想定されます。

- ①媒介者特例方式
- ②消化仕入方式
- ③事業者対応特別方式



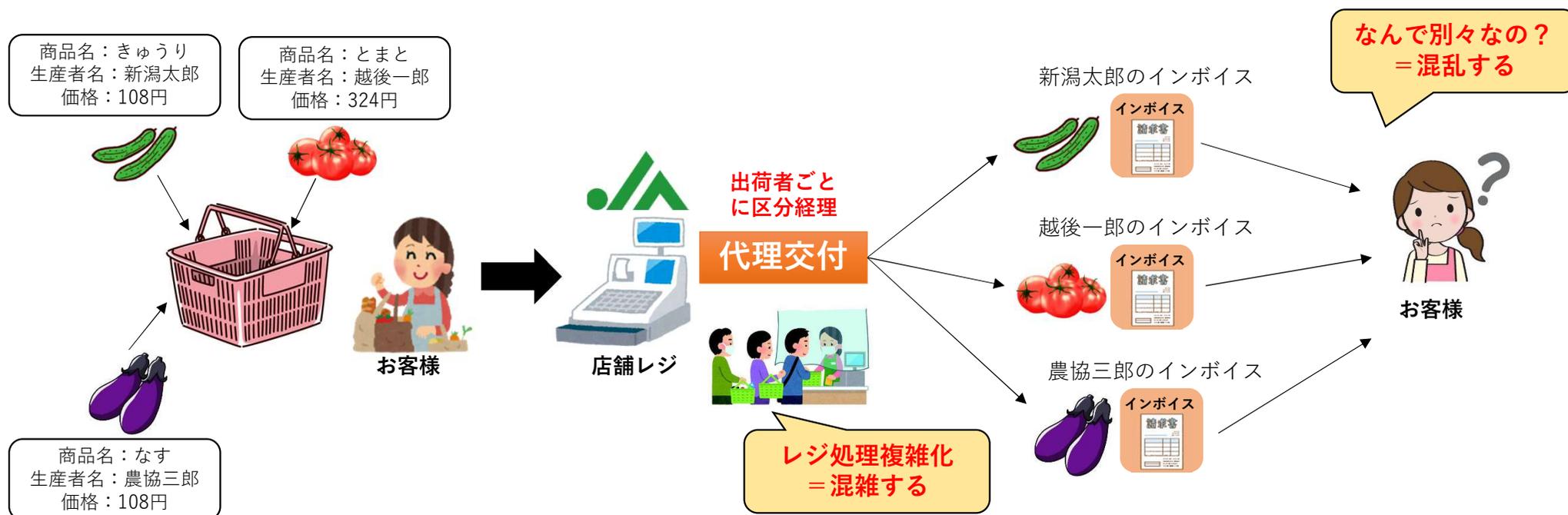
どうのこと？
3パターンは何が違うの？

(注意) あくまでも「想定される3パターン」であり、実務ではこの①～③以外でインボイス対応する店舗がある可能性もあります。
また、①～③の方式の名称は、本資料で説明するうえでの名称です（広く一般に通用する名称というわけではありません）。

①媒介者特例方式

直売所で買い物するお客様は、複数の生産者が出荷した農産物を買い物かごに入れます。

仮に、直売所が生産者の出荷した農産物のインボイスを「代理交付」するとなると、レジの処理も複雑化して混雑するとともに、お客様は混乱します。

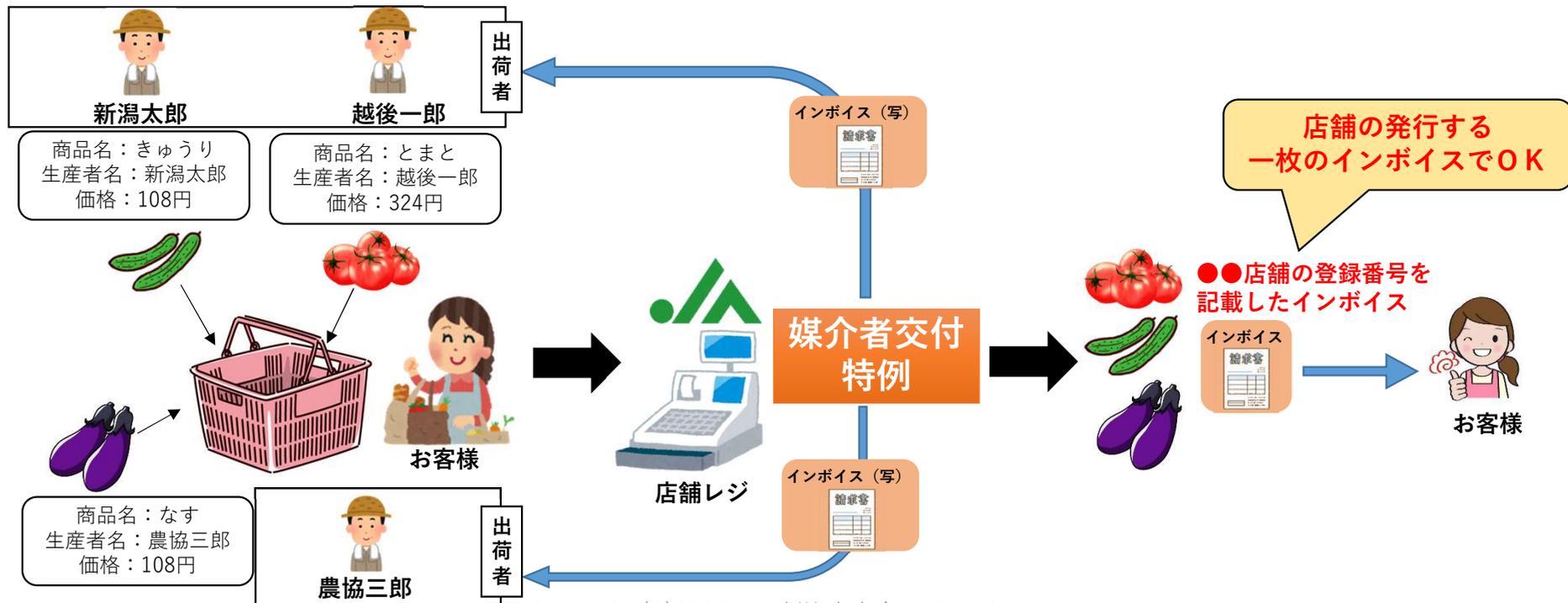




そのため、委託者（生産者）が、媒介者（直売所等）を介して行う取引の場合において、以下の要件を満たす場合は、**委託者に代わって媒介者が「媒介者の登録番号」を記載したインボイスを買い手に発行**することが認められています。これが「**媒介者交付特例**」です。

- ◆委託者が適格請求書発行事業者である旨を取引前に受託者に通知していること
- ◆委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者であること

※なお、媒介者は、買い手に発行したインボイス（写）を「委託者」にも交付する必要があります。





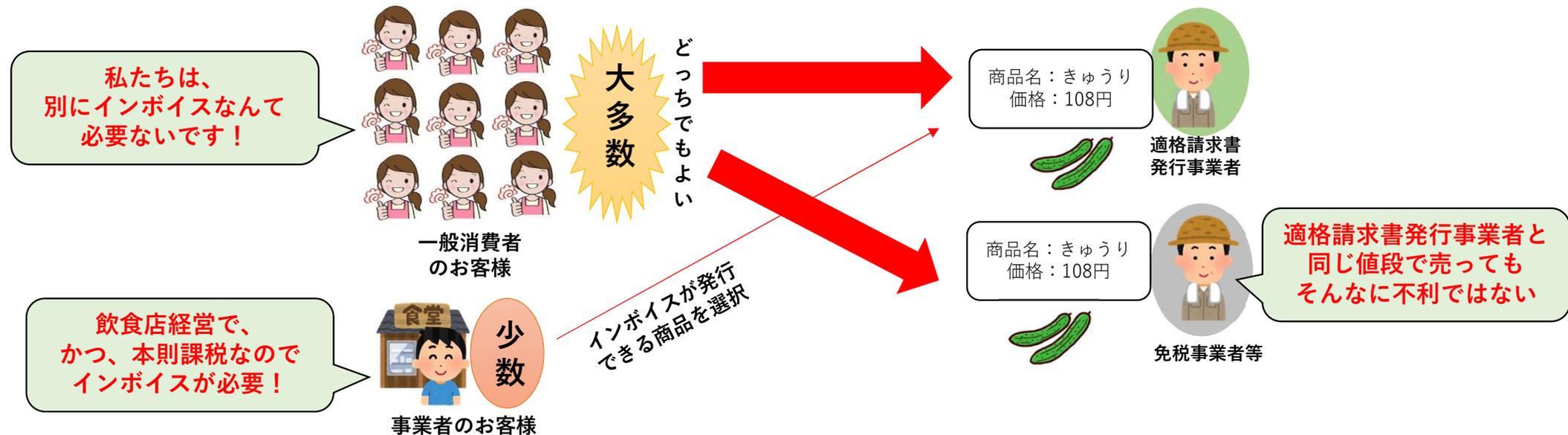
「媒介者交付特例」は、あくまでも、その農産物の出荷者が「**適格請求書発行事業者**」であることが**大前提**です。

直売所の出荷者には**免税事業者等の「適格請求書発行事業者ではない出荷者」**が多いと思いますが、これらの出荷者の農産物については「**媒介者交付特例**」で**インボイス発行はできません**。

では、免税事業者等の「**適格請求書発行事業者ではない出荷者**」が販売上で不利になるかという**と、必ずしもそうでもない**です。

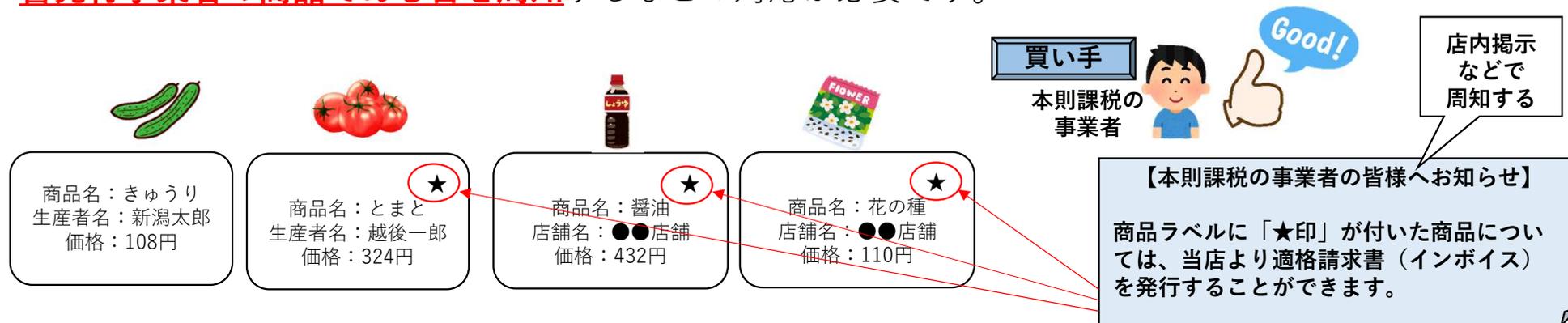
直売所のお客様の多くはインボイスの必要のない消費者等です。

インボイスが必要なお客様は、極めて限定的ですので、免税事業者等の「適格請求書発行事業者ではない出荷者」が**不利になることはほとんどない**と考えます。



参考

店舗としては、本則課税の事業者のお客様への対応として、値札ラベルを見ても、どの出荷者が「適格請求書発行事業者」なのか判断できるように、**適格請求書発行事業者の商品**について、**商品ラベルに何らかの印（例えば★印など）**を付すなどの対応と併せて、店内に掲示する等の方法で、**どの商品が適格請求書発行事業者の商品である旨を周知**するなどの対応が必要です。



また、通常のレジには、一般的に**商品を選別して「媒介者交付」する機能はない**ので、レジでは一旦通常のレシートを渡し、インボイス発行を希望するお客様については、個別にサービスカウンター等へ案内して、インボイスを交付する対応が必要です。



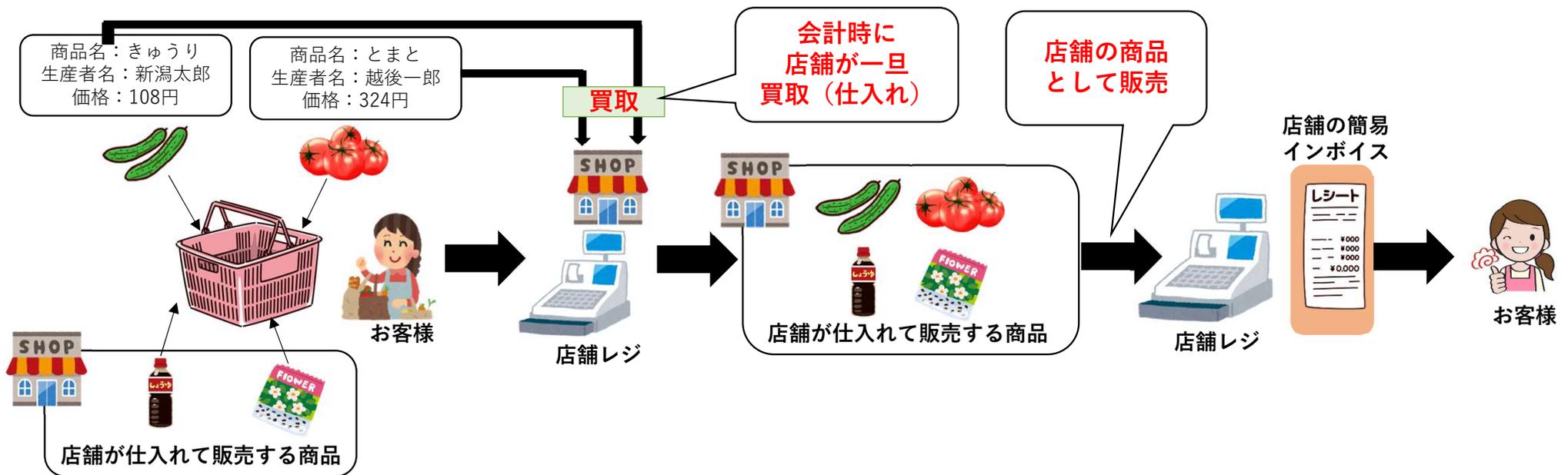


②消化仕入方式

すべての生産者が出荷した農産物を、お客様がお買い上げになる都度、一旦、店舗が買取すれば、店舗としてはレジから発行するレシート（店舗の登録番号を記載した簡易インボイス）をインボイスとしてそのまま交付するだけで済みます。

つまり、「お客様にお買い上げ頂いた商品」だけ「店舗が一旦仕入れてからお客様に売る」という方法です。これが「消化仕入れ方式」です。

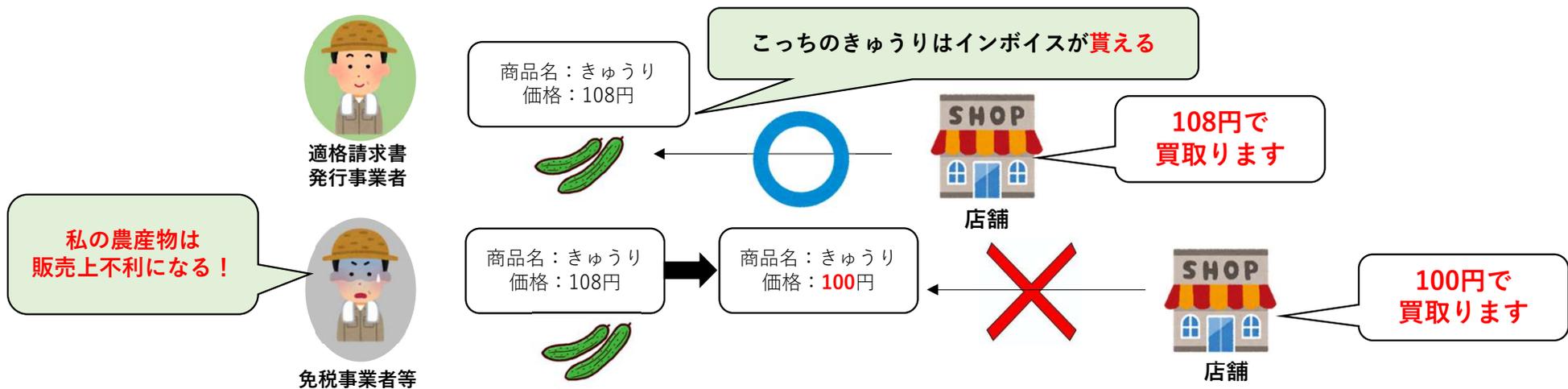
この方法であれば、インボイスの発行を求めるお客様を個別にサービスカウンターへ案内し、どの商品が媒介者交付可能なのか選別するなど、店舗オペレーションの手間を省くことができます。





この「消化仕入方式」は、お店にとって非常にシンプルな方法です。
ただし、**1つ大きな落とし穴**があります。

適格請求書発行事業者でない農業者が出荷した農産物等を店舗が買い取る（仕入れる）場合、店舗側は仕入税額控除が出来ません。当然、店舗としては消費税相当額分を除いた値段で買い取ることになります。



このように、「消化仕入れ方式」は、店舗にとってはオペレーションの手間がかからないメリットがありますが、一方で、**免税事業者等の「適格請求書発行事業者でない出荷者」にとっては、不利な仕組み**になります。



簡単に言うと「消化仕入方式」は
「お店にやさしく、出荷者に厳しい」対応方法といえます。

③事業者対応特別方式

この方式は「消化仕入れ方式」の応用版です。

「消化仕入れ方式」の場合、お客様がインボイスを求めるか否かに関係なく、すべてのお客様にインボイスを発行することになりますが、そのために免税事業者等の「適格請求書発行事業者でない出荷者」の商品を、消費税相当分を除いた値段で買い取るのでは、出荷者にとってデメリットが大きいので、「**インボイス発行を求めるお客様が来た場合に限り、消化仕入れ方式を行う**」という考え方です。

これが「**事業者対応特別方式**」です。



「消化仕入れ方式」のメリットは、店舗にオペレーションの手間がかからないということが最大の特徴でした。しかし、「事業者対応特別方式」では、このメリットが発揮できません。

わざわざ、店舗が個別対応のオペレーションをするのであれば「媒介者交付特例方式」を採用したほうが出荷者にメリットがあります。

以上を踏まえると、店舗・出荷者にとって、あまりメリットがない中途半端な方式ですので、**現実的にこの方式を採用する店舗はほとんどないと考えます。**

「農産物直売所での販売」に関するまとめ



店舗側はイロイロな対応を考えるんだね。
結局のところ、農業者はどんな対応をすればよいの？



まずは、自分が農産物等を出荷する店舗が、
どんなインボイス対応をするのかを確認することが大切です。

特に、免税事業者等の「請求書発行事業者でない出荷者」については、慎重に出荷先を選びましょう。

私はインボイスを
発行できない

どこに出荷
するかを選択

適格請求書発行
事業者でない



① 媒介者特例方式

② 消化仕入方式

③ 事業者対応特別方式

ほとんど不利にならない（ほぼ今まで通り）

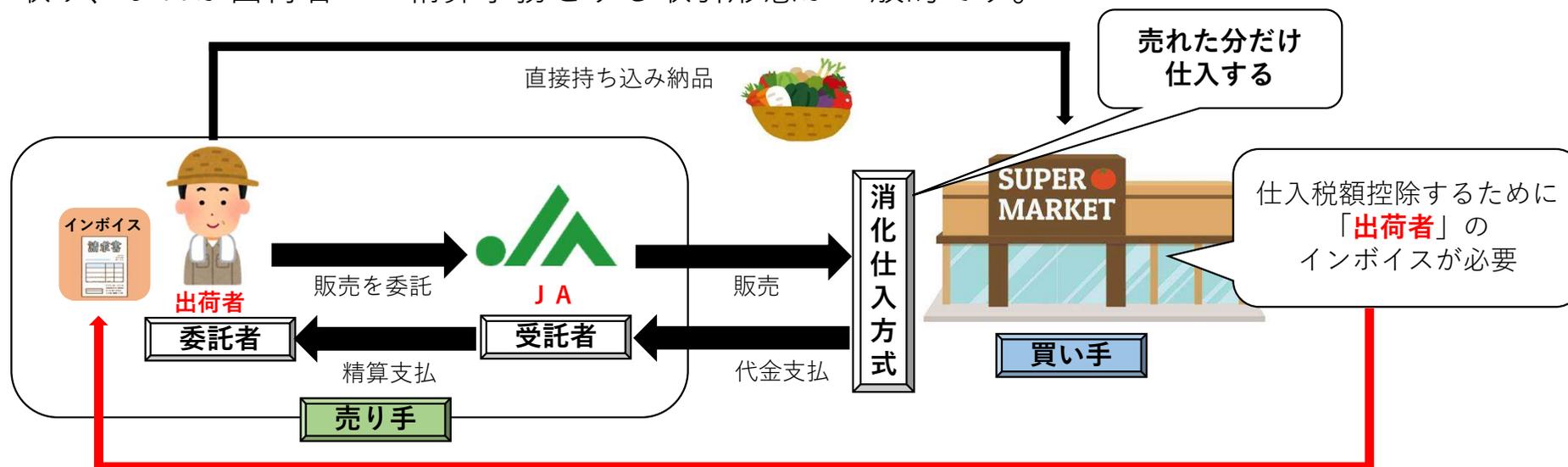
店舗に消費税相当分安い値段で
買い取られる可能性が高い

(注意) あくまでも「想定される3パターン」であり、実務ではこの①～③以外でインボイス対応する店舗がある可能性もあります。また、①～③の方式の名称は、本資料で説明するうえでの名称です（広く一般に通用する名称というわけではありません）。

(注意) 適格請求書発行事業者でない農業者からの買取価格を消費税分安くするか否かは店舗の判断です。実際には買取価格を消費税分安くしない（店舗が消費税分を負担する）ケースもあるかもしれません。

(5) インショップでの販売について

インショップ販売について、多くの場合、一旦、出荷者はJAに販売委託し、スーパー等は「消化仕入方式」で買い取り、JAが出荷者への精算事務をする取引形態が一般的です。



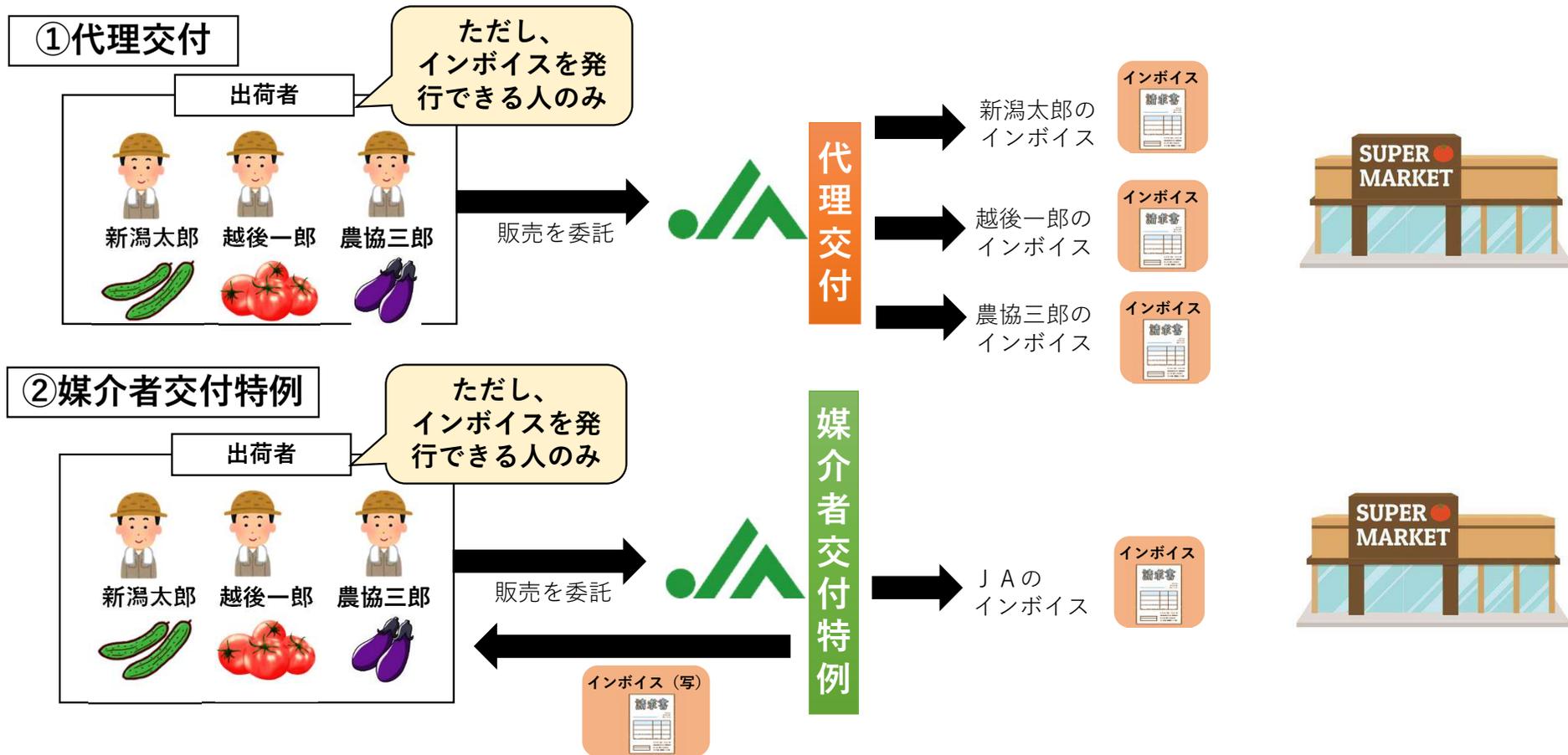
スーパー等が仕入した農産物について、消費税を仕入れ税額控除するためには、**販売の「委託者」である出荷者の登録番号を記載したインボイスが必要**となります。

※インボイス発行者は「資産の譲渡」を行った者なので、スーパー等は仕入税額控除するためには原則として「JA」ではなく「出荷者」のインボイスが必要



スーパー等と相対して代金精算の事務をするのは受託者であるJAなので、委託者である出荷者が、スーパー等に対してインボイスを発行することは困難です。

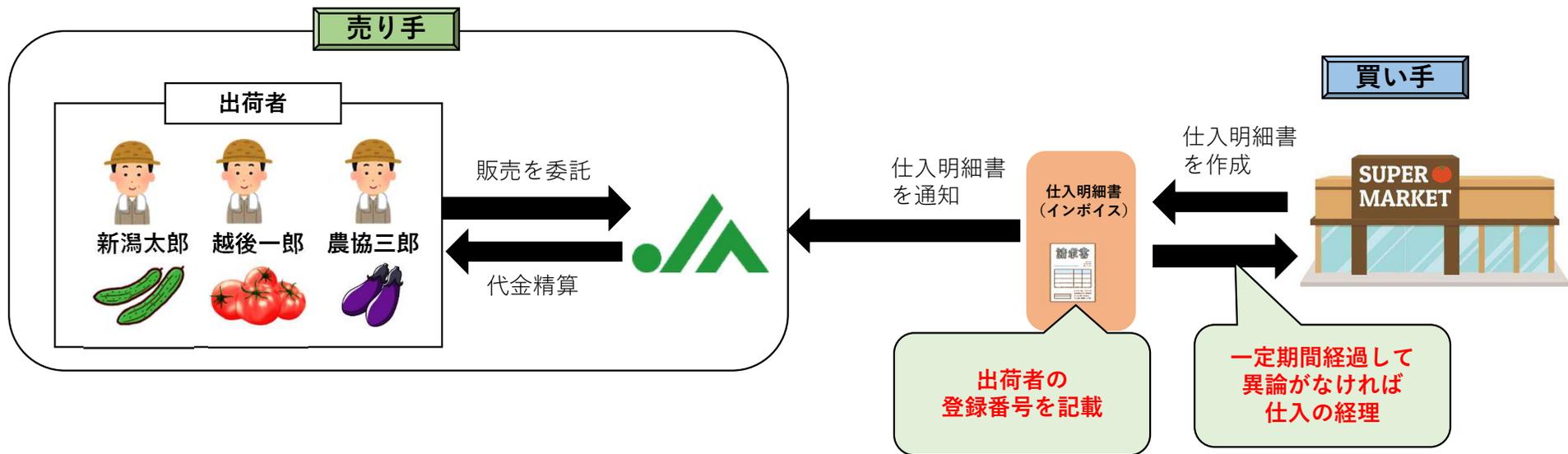
そこで、受託者であるJAが、①「代理交付」②「媒介者交付特例」いずれかの方法でスーパー等にインボイスを発行することが考えられます。





ただし、インショップにおける一般的な商慣行として、「何個スーパー等が仕入れたか？」が売り手側では掴めないため、売り手側から請求書を発行するのではなく、買い手であるスーパー等が「仕入明細書」を作成して、売り手であるJA・出荷者に通知し、その通知に対して一定期間経過しても異論がなければ、スーパー等は自ら作成した「仕入明細書」に基づいて仕入れの経理処理を行う場合があります。

この場合、「仕入明細書」がインボイスになりますので、スーパー等が「仕入明細書」を作成する際に、仕入れる農産物の出荷者が適格請求書発行事業者か否か分類し、適格請求書発行事業者からの仕入れ分については、その出荷者の登録番号を記載して「仕入明細書」を作成することになります。





「インショップでの販売」に関するまとめ



店舗側はイロイロな対応を考えるんだね。
結局のところ、農業者はどんな影響があるの？



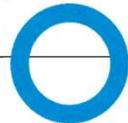
適格請求書発行事業者ではない出荷者については、買取価格について消費税相当分の値下げを迫られるか、最悪の場合、取引を断られる可能性も否定できません。



適格請求書発行事業者

商品名：きゅうり
価格：108円

こっちのきゅうりはインボイスが貰える



スーパー等

108円で
買取ります

私の農産物は
販売上不利になる！

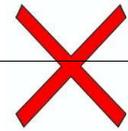


免税事業者等

商品名：きゅうり
価格：108円



商品名：きゅうり
価格：100円



スーパー等

100円で
買取ります

取引をお断り
します



(6) 農作業の委託について

農業経営では、他者に一部の農作業を委託する場合があります。
本則課税の事業者については、インボイスが貰えないと仕入れ税額控除できないので留意してください。



特に、**複数の農業者が集まって設立した農業法人**では、構成員や地主等の個人へ、**草刈り・水管理等の中間管理作業を委託する場合**が多いです。

作業を委託する法人側は、適格請求書（インボイス）を必要とする本則課税の事業者、一方、作業を受託する構成員や地主側は適格請求書発行事業者になれない免税事業者である場合が多いです。

そのため、**法人側は仕入れ税額控除が出来ず、経費負担が増すことが想定**されますので留意してください。



(7) 農業機械・施設等の借り入れについて

農業経営では、他者から農業機械や施設を貸してもらおう場合が多くあります。（補足：農地の借り入れに係る「地代」は消費税非課税ですので関係しません）

本則課税の事業者については、インボイスが貰えないと仕入れ税額控除できないので留意してください。



特に、**設立初期の農業法人**では、設立当初から自社所有の農業機械や施設をフル装備することは困難であるため、当面の間は**構成員や地主等が所有する農業機械や施設を借りる場合**が多いです。

農業機械や施設を借りる法人側は、適格請求書（インボイス）を必要とする本則課税の事業者、一方、農業機械や施設を貸す構成員や地主側は適格請求書発行事業者になれない免税事業者である場合が多いです。

そのため、**法人側は仕入税額控除が出来ず、経費負担が増すことが想定**されますので留意してください。

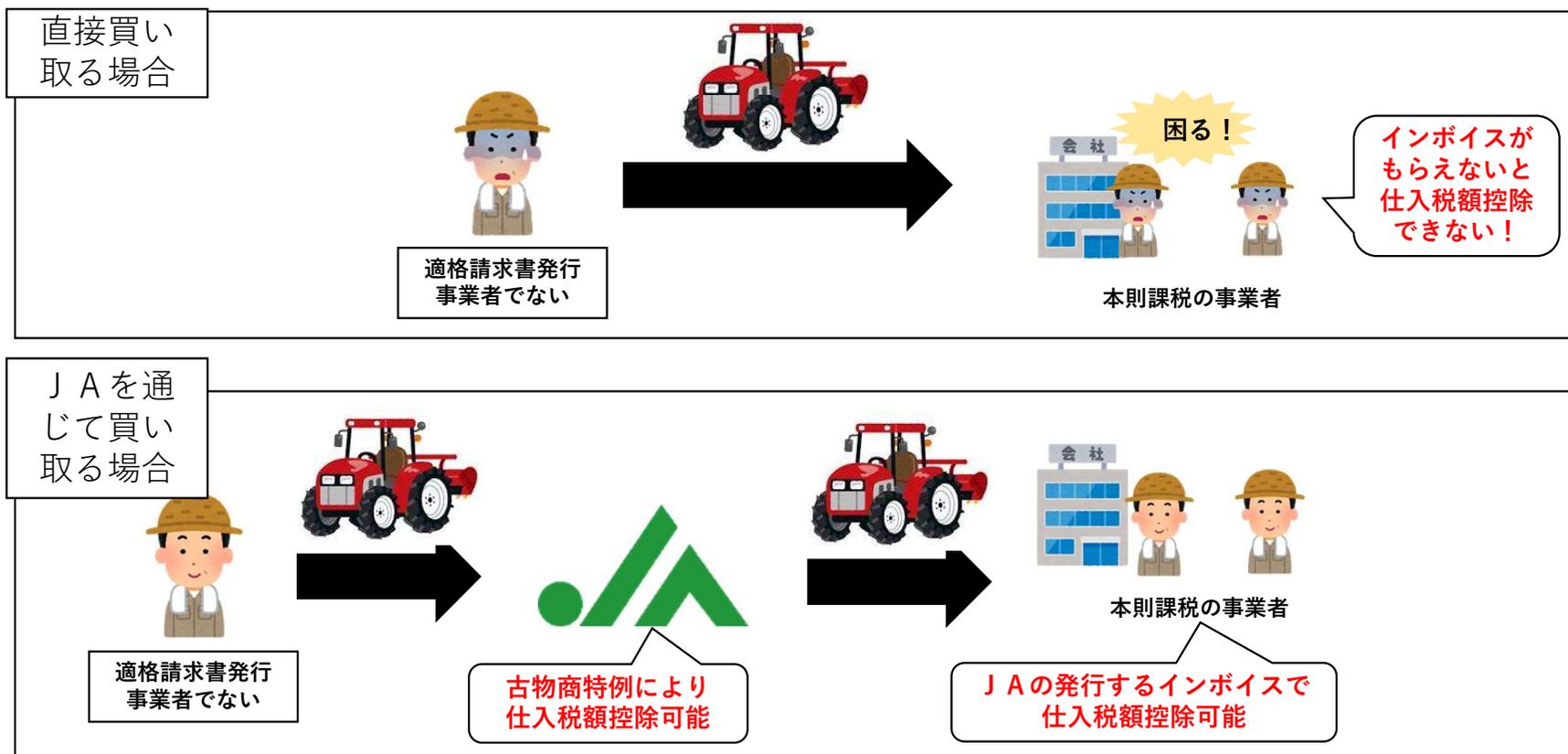


(8) 中古農機の買取について

免税事業者等からの農機の買取は、仕入税額控除ができなくなります。

古物商の許可を取っているJAの農機センターを通じて購入すれば、**古物商特例の適用により仕入税額控除が可能になります**。法人化や事業継承といった場面で買い取る場合には活用が見込まれます。

※JAにおける手数料を考慮する必要があります。





(9) 従事分量配当制の農事組合法人への影響について

農事組合法人では、組合員の労務の対価を「給料」ではなく「従事分量配当」で支払う法人（これを「従事分量配当制」と呼ぶ）があります。

「給料」は消費税不課税ですので仕入税額控除できませんが、**「従事分量配当」は消費税の課税仕入れとして仕入税額控除が出来ます。**これが**従事分量配当制の農事組合法人の最大のメリット**です。

株式会社等（イメージ）		金額	消費税
収入	農産物売上	4,320万円	320万円
	交付金等	680万円	不課税
支出	肥料・農薬・資材等経費	3,300万円	300万円
	給料	1,320万円	不課税
剰余金		380万円	
次期繰越		380万円	

【消費税計算】
320万円 - 300万円 = 20万円
仕入税額控除

納税額 20万円
【税務署】

従事分量配当制の農事組合法人（イメージ）		金額	消費税
収入	農産物売上	4,320万円	320万円
	交付金等	680万円	不課税
支出	肥料・農薬・資材等経費	3,300万円	300万円
	給料	0円	不課税
剰余金		1,700万円	
剰余金処分（従事分量配当）		1,320万円	120万円
次期繰越		380万円	

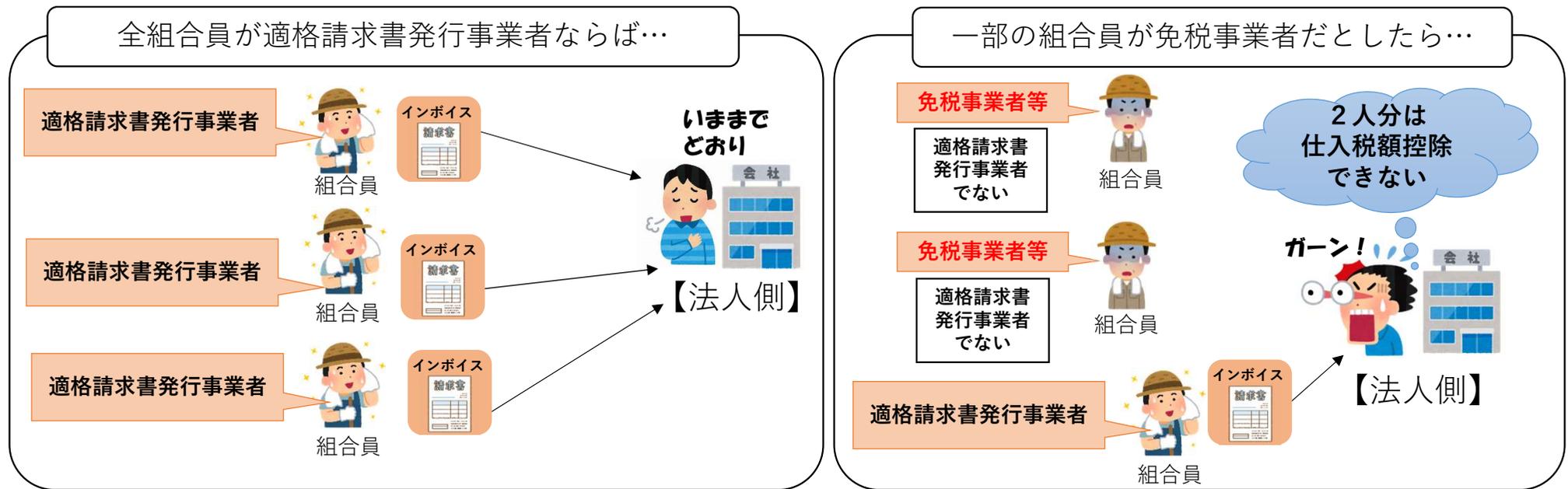
【消費税計算】
320万円 - (300万円 + 120万円) = ▲100万円
仕入税額控除

還付額 100万円
【税務署】



しかし、インボイス制度が始まると、**法人側が従事分量配当を仕入税額控除**するためには、従事分量配当を受け取る**組合員が法人に対して適格請求書（インボイス）を交付**しなければいけなくなります。

仮に、**適格請求書発行事業者でない組合員がいる場合**は、法人は、その組合員へ支払った従事分量配当に係る適格請求書（インボイス）が得られませんので、**法人の税務上のメリットが減る**ということです。



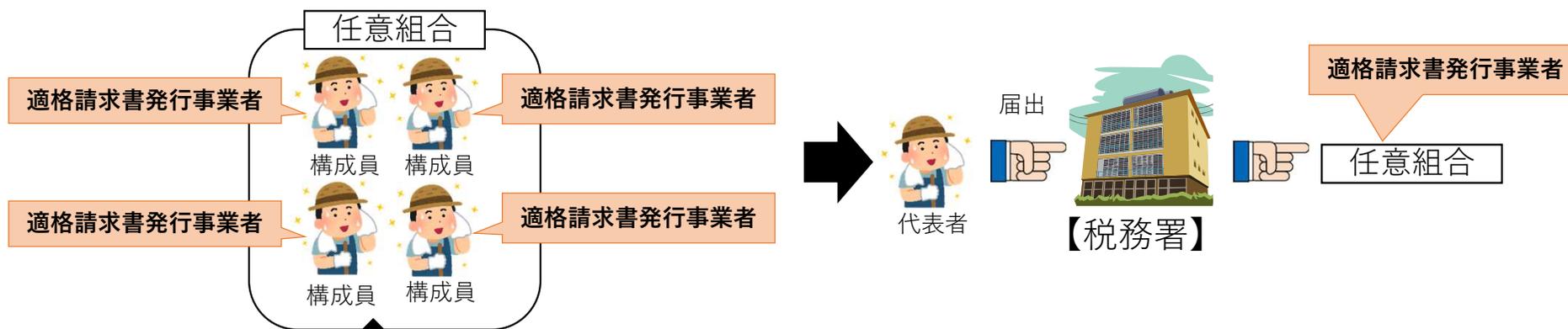
相手が適格請求書発行事業者でない免税事業者等との取引について、影響を緩和するには、例えば、「作業委託費、農機等賃借料、従事分量配当等の仕入税額控除不可分の見直し」「免税事業者の適格請求書発行事業者への登録」等、税理士にも確認しながら話し合いを進めることが重要です。

(10) 任意組合の取引への影響について

農業では、複数の農業者が集まって、任意組合（機械利用組合、転作組合、生産組合等）として活動する場合があります。

この場合、法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否か？がポイントになります。

任意組合が適格請求書を発行するためには、構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ、業務執行組
合員等の代表者が税務署に届け出しなければいけません。

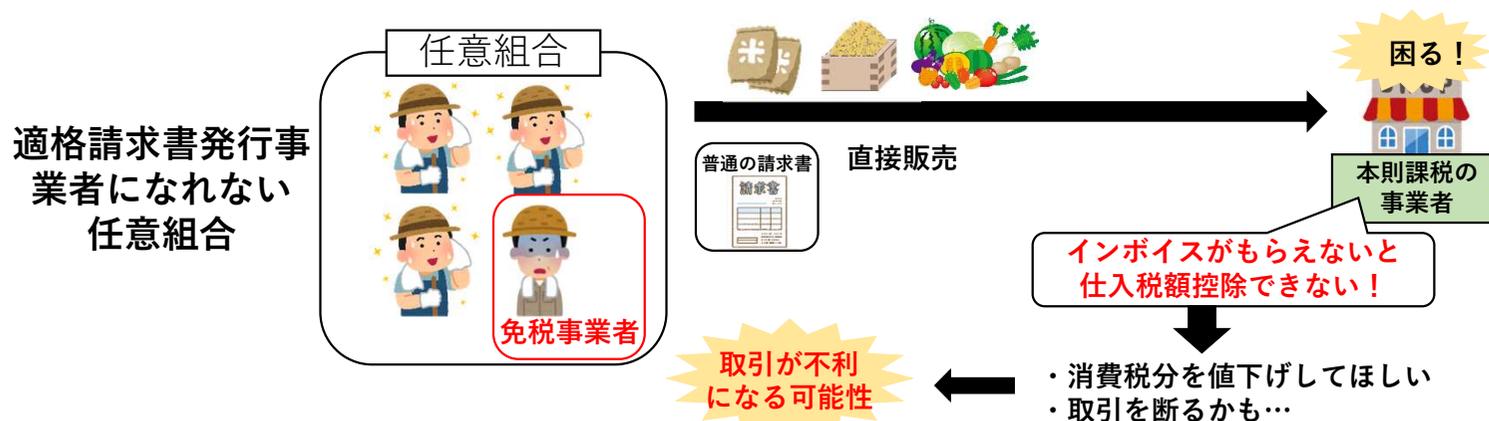


残念ながら、任意組合は小規模な農業者を中心に組織している場合が多いので、構成員全員が適格請求書発行事業者になっているのはレアケースであると考えられます。

任意組合名義で農産物の販売を行う場合、**JAに販売委託すれば「農協特例」「卸売市場特例」**により、任意組合で適格請求書（インボイス）を発行できなくとも問題ありません。



ただし、任意組合名義で、**直接販売する場合は留意が必要**です。
取引相手が本則課税の事業者である場合は適格請求書（インボイス）を求められることが想定されます。

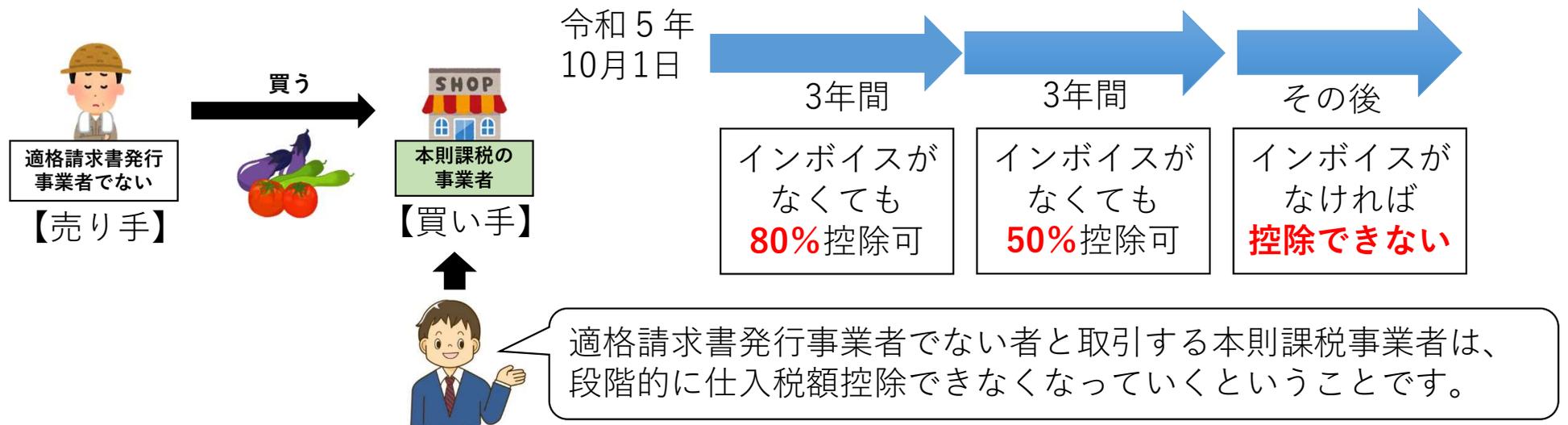




4. 経過措置と今後の対応

令和5年10月1日のインボイス制度導入から「買い手」側には一定期間は税額計算の特例が措置されます。

適格請求書発行事業者でない事業者からの課税仕入について、
インボイス制度導入後3年間は「仕入税額相当額の**80%**を控除できる」
その後3年間は「仕入税額相当額の**50%**を控除できる」
という特例が設けられます。



※本属課税事業者は、この経過措置の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除、50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。



また、**昨年末の税制改正大綱において公表**された緩和措置があります。

① 2割特例

納税額を売上税額の2割を上限とする特例です。対象は、インボイス制度開始とともに免税事業者から課税事業者になる事業者で、適用期間は令和5年10月1日～令和8年9月末までです。

② 少額特例

税込金額1万円未満の課税仕入れについてインボイスがなくとも仕入税額控除ができる特例です。対象は、基準期間（前々年度）の課税売上高が1億円以下の事業者、又は、特定期間（前年度の上期6か月間）の課税売上高が5千万円以下の事業者で、適用期間は令和5年10月1日～令和11年9月末までです。

③ 少額の返還インボイス不要

本来、返品や値引きがあった場合は「返還インボイス」が必要ですが、1万円未満の少額なものには返還インボイスを不要とする特例です。これについては、対象者の条件はなく、期間の制限もなく恒久的な措置です。



今後それぞれがとるべき対応は以下の通りです。

令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が始まっています。

インボイス制度が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。**（困難な事情がある場合は令和5年9月30日までに提出） ※それ以降も登録申請は可能ですが、登録には一定の期間を要します。

本則課税の事業者



- 仕入先が適格請求書発行事業者であるかに留意する。
- 取引相手から貰った適格請求書をきちんと**保存する**。
- 適格請求書発行事業者になるための**登録をする**。

自分が「仕入税額控除」するため

取引相手から求められた時のため

簡易課税の事業者



- 適格請求書発行事業者になるための**登録をする**。

取引相手から求められた時のため

免税事業者



- 適格請求書発行事業者になる（課税事業者になる）か否かを慎重に検討する。**

- ・自分の販売（取引）相手は適格請求書を必要とする事業者なのか否か把握してください。
- ・適格請求書発行事業者に登録すると、登録日以降の取引について消費税の納税義務が生じるため、消費税計算、納税が必要となります。（令和5年10月1日登録であれば令和5年分は10月1日～12月31日までの3か月分）
- ・登録日から最低2年間は免税事業者に戻ることはできません。
- ・簡易課税制度を選択する場合は、登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

参考

免税事業者のインボイス対応検討イメージ

【農産物の販売先の割合（例）】

 免税事業者	全て J A へ出荷	
	J A へ出荷	自分で消費者に販売
	J A へ出荷	小規模な事業者 (免税・簡易課税) に販売
	J A へ出荷	媒介者特例方式の 直売所等へ出荷
	J A へ出荷	本則課税の事業者に販売
	J A へ出荷	媒介者特例方式以外の 直売所等へ出荷



J A へ出荷した農産物は、可能な限りは「農協特例」「卸売市場特例」で対応しますのでご安心ください。
※ただし、特殊な取引等、一部例外もありますのでご承知おきください。

免税事業者のままでも基本的には大きな影響はありません問題ありません。

「本則課税の事業者に販売」する部分について取引上不利になる可能性があります。（注1）
「課税事業者になる」又は「J A へ出荷する」ことで影響を回避できます。

「直売所等へ出荷」する部分について取引上不利になる可能性があります。（注2）
「課税事業者になる」又は「媒介者特例方式の直売所へ出荷する」ことで影響を回避できます。

（注1）「本則課税の事業者に販売」する場合の取引上不利になる可能性は、あくまでも一般論としての「可能性」です。
買い手側がどのような対応をするかは個々の取引条件によりケースバイケースです。

（注2）「媒介者特例方式以外の直売所等へ出荷」する場合の取引上不利になる可能性は、あくまでも一般論としての「可能性」です。
直売所等が農業者からの買取価格を消費税分安くするか否かは店舗の判断でケースバイケースです。